

指定障害福祉サービス事業所等設置者の長 様

長野市保健福祉部障害福祉課長

令和6年度の社会福祉施設等施設整備費補助事業及び  
次世代育成支援対策施設整備事業の活用意向について（依頼）

市では、社会福祉施設等施設整備費国庫補助事業の活用により、社会福祉法人等が実施する障害者（児）施設整備に要する経費の一部を助成しています。令和6年度当初予算の要求にあたり、施設整備計画を把握する必要があるため、当該事業の活用意向がある場合は、下記のとおり施設整備計画関係書類の提出をお願いいたします。

「防災・減災、国土強靱化加速化対策」（令和2年12月閣議決定）にて推進することとされている社会福祉施設の耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化及び非常用自家発電設備対策については、優先採択される旨が国から通知されていますので、積極的にご活用ください。

なお、当該補助事業は国及び市の予算の範囲での対応となります。近年、国等の予算が非常に厳しいこともあり、予算の状況によっては、ご要望に添えない場合があることをご承知お願います。

記

1 提出書類

- (1) 障害者（児）施設等整備計画（様式1～3）
  - (2) 整備事業費見積書（明細含む）（大規模修繕等の場合は見積書2者以上）
  - (3) 図面類（位置図、平面図等）
  - (4) 建設予定地の写真（改築（移転を含む）の場合は現況施設、大規模修繕等の場合は修繕を要する箇所の写真）
- ※ 平面図等図面類については、現時点で作成されているものでかまいません。

- 2 提出方法 上記（1）～（3）を次のメールアドレス宛に電子媒体にて提出ください。  
E-mail: [shougai@city.nagano.lg.jp](mailto:shougai@city.nagano.lg.jp)

- 3 提出期限 令和5年6月30日（金）  
※ 活用の要望がある場合は、関係書類の提出に先だち、事前に概要について担当まで電話連絡をお願いします。  
※ 期限までにご提出が困難という場合も事前に連絡をお願いいたします。

4 その他

- (1) 整備計画の内容によっては、追加書類を求めることがありますので御了承ください。

(2) 本意向調査後の日程 (予定)

10月下旬以降	施設整備審査会用資料の提出依頼
2月初旬	市 施設整備審査会
3月初旬	国あて補助協議(補助申請)開始
6月下旬	補助内示 (※)必ず補助採択されるとは限りません

※ 補助希望の状況、国の補正予算、議会等の関係により、上記の時期が前後する場合があります。

※ 施設整備事業については、原則として1ヵ年事業(単年度事業)になります。

手続きが順調に進んだ場合でも、補助内示があるまでは、工事及び設計の契約や着工等が出来ませんのでご承知おきください。また、施設の規模により、事業が単年度で終了しないものについては、事前に国への確認が必要となりますので、相談ください。

(3) 補助額等について

整備内容(創設、大規模修繕等)や事業費(対象事業費の3/4、補助単価表等に基づく額)によって、補助額や補助対象事業に該当するかが異なります。

また、国及び市の予算内での対応となり、算定された全額が補助されるとは限らないことをご理解願います。

(4) 工事請負業者の選定と補助額について

事業実施にあたり、工事の請負業者を選定する際は、市の契約規則等に準じて、入札により選定していただくこととなりますのでご承知ください。

なお、大規模修繕等については、2者以上の見積り徴取により、低い額を補助基準額とし、工事施工業者の選定については上記同様となります。見積書徴取にあたっては、長野市への登録業者であるか事前に確認の上行ってください。長野市に登録の無い業者については、施工できませんのでご注意ください。

◆ その他、ご不明な点等ございましたら下記担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市保健福祉部障害福祉課

企画管理担当 轟：大輔

TEL 026-224-5030(直通)FAX 026-224-5093

E-mail : [shougai@city.nagano.lg.jp](mailto:shougai@city.nagano.lg.jp)